

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

（フロン排出抑制法）

第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き

第2版（令和2年3月）

環境省 経済産業省

はじめに

フロン類とは、炭素とフッ素等の化合物であり、CFC、HCFC、HFC の総称である。フロン類は、不燃性、化学的に安定、人体に毒性が小さいなどの特徴を有するものが多く、エアコンや冷蔵庫などの冷媒をはじめ、断熱材等の発泡剤、半導体や精密部品の洗浄剤、エアゾールなど、様々な用途に活用されてきた。一方で、フロン類のうち分子中に塩素を含有する CFC、HCFC は特定フロンと呼ばれ、オゾン層を破壊する効果を有している。また、分子中に塩素をもたない HFC は代替フロンと呼ばれ、オゾン層は破壊しないが、特定フロンと同様に強い温室効果(二酸化炭素の数十倍から一万倍超。)を有している。以上から、フロン類の排出抑制は、オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から、きわめて重要な課題であり、様々な国際枠組みや国内法制により対策が進められてきた。

特に、パリ協定の対象ガスである代替フロンについては、かつて排出量の大宗を占めた産業分野での排出が産業界の自主行動計画により減少する一方、近年、冷凍空調機器の冷媒分野において、特定フロンから代替フロンへの転換が進んだことに伴い、排出量が増加している。この結果、我が国の温室効果ガス排出量全体は再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー消費量の減少等のため、エネルギー起源の CO₂ 排出量が減少したこと等により5年連続で減少する一方で、代替フロンは、2005 年以降排出が増加し続けており、地球温暖化対策における代替フロンの排出削減、特に冷媒分野における対策の重要性が増している状況にある。

冷媒用途のフロン類の排出抑制対策としては、平成 13 年に業務用の冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類の回収等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定され、平成 18 年には、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等を追加する法改正が行われた。また、平成 25 年には、機器の使用時におけるフロン類の漏えいが想定よりも相当程度多いことが判明したこと等を踏まえ、フロン類の回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が導入され、名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に改められた。

さらに、令和元年には、低迷する機器廃棄時のフロン類の回収率を向上させるため、引渡義務違反にかかる直接罰や廃棄物・リサイクル業者等が機器を引き取る際にフロン回収を確認できない場合の引取り禁止等を追加する法改正が行われた。

本手引きは、フロン排出抑制法の施行に当たり、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の使用時及び廃棄時における同機器の管理者が行うべき取組を対象とし、主に事業者や地方公共団体等の機器管理担当者向けに、法律、政省令等の考え方を解説したものである。

なお、フロン類の充填、回収に関わる事業者及び廃棄等される第一種特定製品の引取りに関わる事業者については「充填回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・引取等実施者等に関する運用の手引き」を、フロン類の再生、破壊に関わる事業者については「再生業者に関する運用の手引き」「フロン類破壊業者に関する運用の手引き」を併せて参照願いたい。

目 次

用語の定義.....	1
本手引きの要点	2
1.本手引きの主な対象者.....	2
2.取り組むべき措置	2
第1章 フロン排出抑制法とは	5
第2章 法律の対象	8
1. フロン類	8
2. 第一種特定製品.....	8
3. 管理者	13
4. 第一種特定製品廃棄等実施者	15
5. 第一種特定製品整備者.....	16
6. その他の関係主体	17
第3章 第一種特定製品の管理者が使用時に取り組む事項	19
1. 「管理者判断基準」の遵守(管理者)	19
2. フロン類算定漏えい量の報告(管理者)	45
3. 機器整備時におけるフロン類の充填及び回収の委託(管理者、整備者)	51
第4章 第一種特定製品の廃棄時等におけるフロン類の引渡し(廃棄等実施者)	58
第5章 その他の事項	71
1. 情報処理センターの利用	71
2. みだり放出の禁止	71
3. 充填されているフロン類と異なる種類の冷媒を充填する際の承諾.....	72
4. 特定解体工事元請業者の確認及び説明.....	72
5. 費用負担.....	73
6. 特定製品への表示.....	74
7. 指定製品.....	78
8. 他法令との関係	81
9. 罰 則	83
第6章 参考資料.....	85
1. 各都道府県窓口	85
2. フロン類の種類.....	86
3. 一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の情報処理センターの利用方法(出典:一般財団 法人日本冷媒・環境保全機構).....	90
4. 法定様式	93
5. 参考様式.....	102

用語の定義

本手引きにおいて用いる用語は、特にことわりのない限り以下のとおりとする。

CFC	クロロフルオロカーボン
HCFC	ハイドロクロロフルオロカーボン
HFC	ハイドロフルオロカーボン
フロン類	フロン排出抑制法の対象となるCFC、HCFC、HFC
GWP	地球温暖化係数(CO ₂ を1とした場合の温暖化影響を表す値)
HFO	ハイドロフルオロオレフィン
ノンフロン	NH ₃ (アンモニア)、CO ₂ (二酸化炭素)、HC(炭化水素)、水、空気、HFOなど、フロン排出抑制法対象外の物質
フロン排出抑制法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (なお、本手引きにおいて特にことわりのない限り、「法」又は「改正法」とは、フロン排出抑制法を指す。)
フロン回収・破壊法	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成25年改正(平成27年4月1日施行)以前の法律名)
漏えい量省令	フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令(平成26年12月10日内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第2号)
施行規則	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年12月10日経済産業省、環境省令第7号)
特定解体工事書面記載事項省令	特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面の記載事項等に関する省令(平成18年12月18日経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)
管理者判断基準	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年12月10日経済産業省、環境省告示第13号)
オゾン層保護法	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)
空調機器	エアコンディショナー
冷凍冷蔵機器	冷凍機器及び冷蔵機器
冷凍空調機器	エアコンディショナー及び冷凍冷蔵機器
第一種特定製品	業務用の冷凍空調機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの

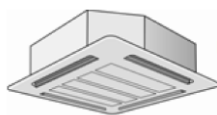
本手引きの要点

1.本手引きの主な対象者

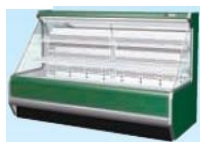
業務用の空調機器及び冷凍冷蔵機器の所有者等は、第一種特定製品の管理者や廃棄等実施者として、フロン排出抑制法の対象となる。

本手引きではこれらの者に係る義務等について解説する。(⇒第2章 p.8～18)

業務用冷凍空調機器



業務用空調機器



冷凍冷蔵
ショーケース

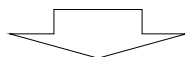


定置型冷凍冷蔵
ユニット



ターボ式冷凍機 等

※オフィスやビル、スーパーマーケット・コンビニエンスストア・食料品店・ドラッグストア等の小売店、工業製品の製造工場や研究施設、冷蔵倉庫、鉄道・船舶・航空機、食品工場・漁船・ビニールハウス等の農林水産業関係、役所・各種ホール・学校等の公共施設、病院等、幅広い施設に設置されている冷凍空調機器が法の対象となる。



2.取り組むべき措置

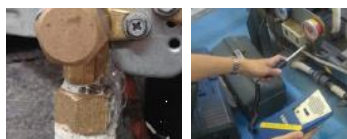
第一種特定製品の管理者、整備者、廃棄等実施者は、以下の措置に取り組む必要がある。

使用時・整備発注時

1.「管理者の判断基準」の遵守(管理者) (p19)



簡易点検



定期点検

名称	環境株式会社			
住所	**県**市***町00-00	電話	00-00-00	
機器	別置型ショーケース	冷媒	R410A	
日付	項目	充填	回収	担当
2015/4/1	簡易点検			
2015/5/1	定期点検	10	8	〇〇

記録の作成・保存 等

2. フロン類算定漏えい量の報告(管理者) (p48)

充填・回収情報の集計



漏えい量の算定



報告

3. 整備時におけるフロン類の充填及び回収の委託(管理者、整備者) (p51)



- ・第一種フロン類充填回収業者への委託等
- ・整備発注時の管理者名の確実な伝達 等

廃棄時等

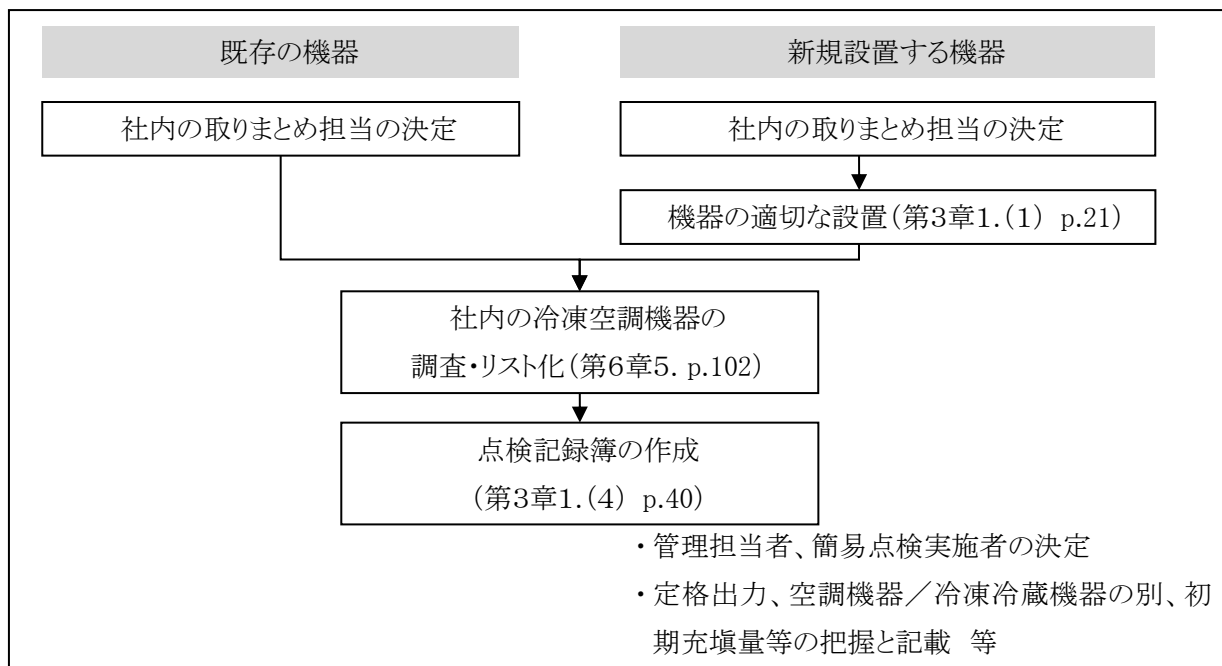
第一種特定製品の廃棄時等に取り組む内容(廃棄等実施者) (p58)



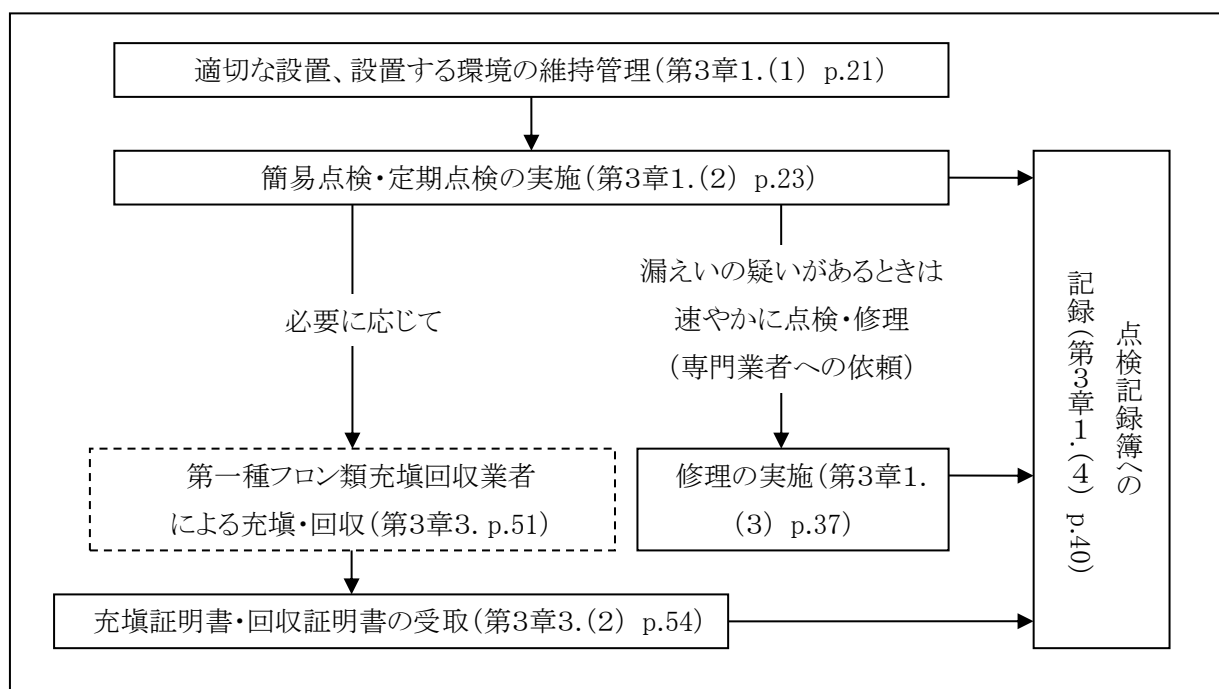
- ・フロン類の適切な引き渡し
- ・回収依頼書／委託確認書の交付・保存、引取証明書の保存、写しの交付（行程管理制度）

(参考) 管理者が取り組むべき措置の流れ

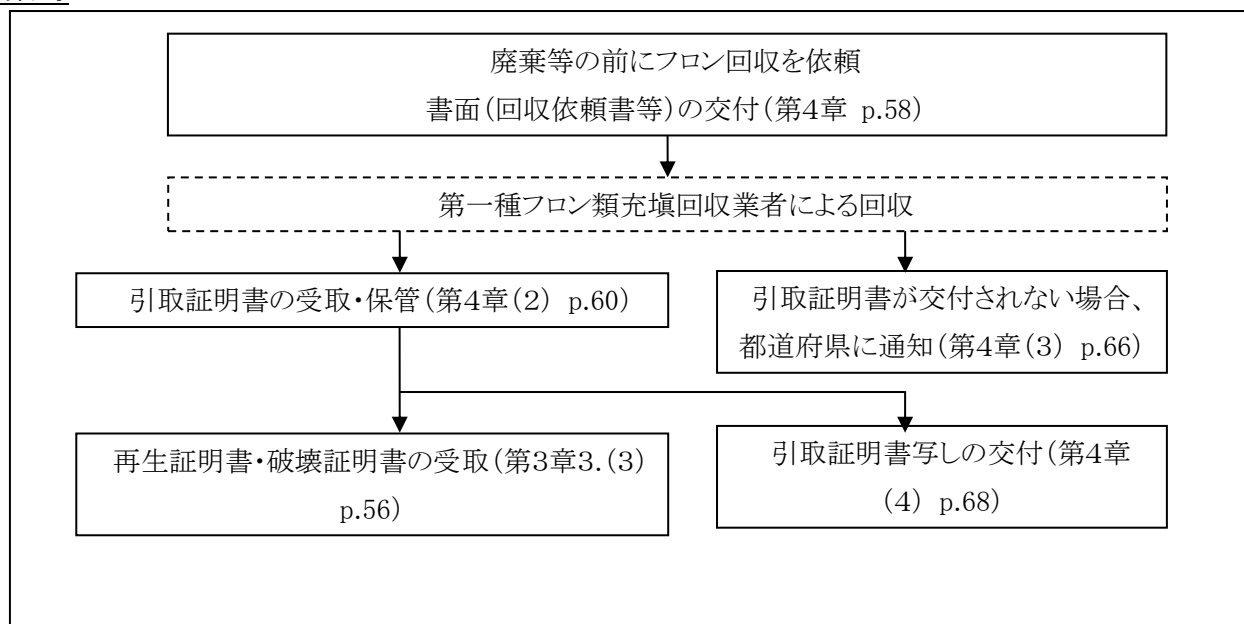
準備段階



使用時・整備発注時



廃棄時



(参考) 管理者(準備段階、使用時・整備発注時)・廃棄等実施者(廃棄時)が作成
又は保存すべき書面等

	書面等		保存期間等
準備段階、使用時・整備発注時	作成(法定外)	第一種特定製品のリスト(第6章5. p.102)	—
	作成・保存	点検記録簿(第3章1.(4) p.40)	第一種特定製品の廃棄等に係るフロン類の引渡しを行った日から3年間保存(機器譲渡時には引き継ぎ)
	作成(対象事業者のみ)	フロン類算定漏えい量報告(第3章2.(2) p.48)	事業所管大臣へ報告
	受取	充填証明書・回収証明書(第3章3.(2) p.54)	保存義務はないが、点検記録簿への転記や漏えい量の算定に必要
	受取(回収時のみ)	再生証明書・破壊証明書(第3章3.(3) p.56)	保存義務はないが、処理状況の確認が望ましい
廃棄時	交付・受取・保存	行程管理票(回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書、引取証明書)(第4章(2) p.60)	3年間保存
	受取	再生証明書・破壊証明書(第3章3.(3) p.56)	保存義務はないが、処理状況の確認が望ましい
	交付	引取証明書の写し(第4章(4) p.68)	—